

市民の皆さんの意見を反映する
パブリック・コメント

市民意見を募集します

市では、市民参加のまちづくりを推進するため、「名寄市パブリック・コメント手続条例」に基づき、次の2つの素案を公表しています。皆さまのご意見をお寄せください。

意見募集する

素案など



名寄市公共施設等総合管理計画(素案)

◆政策案の概要など

本計画は、厳しい財政状況や人口減少、高齢化社会を迎えるなか、公共施設等の老朽化対策が全国的に大きな課題となっていることから、国において「インフラ長寿命化計画」が策定されるとともに、地方に対しても「公共施設等総合管理計画」の策定にあたっての指針」が示されたことなどを踏まえ、本市においても中長期的な視点から、公共施設等の更新・統廃合・

長寿命化などを計画的・効率的に実施するため、平成28〜47年度の計画期間として策定するものです。

◆意見提出期限 3月10日(木)

◆担当 総務部財政課管財係

(名寄庁舎3階)

☎01654③2111

(内線3334)

名寄市児童クラブ条例の一部を改正する条例(素案)

◆政策案の概要など

本市はこれまで、「名寄市児童クラブ条例」を制定し、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して遊びや生活の場として安全な居場所を提供し、その健全な育成を図るとともに保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、名寄市南児童クラブ、名寄市風連児童クラブの2箇所を設置していますが、名寄東小学校区において公設または民間の児童クラブが設置されていないことから、新たに名寄市東児童クラブの開設・運営を行うために、同条例を改正しようとするものです。

◆意見提出期限 3月14日(月)

◆担当 教育部児童センター

☎01654③3465

公表と意見提出



公表の方法

◆名寄市ホームページでの閲覧

URL www.city.nayoro.lg.jp/

トップページ↓お役立ち↓パブリックコメント

◆指定場所での閲覧

- ① 市役所(名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所)
 - ② 図書館(名寄本館・風連分館)
 - ③ 北国博物館
 - ④ 市立大学の情報公開コーナー
 - ⑤ 市民文化センター
 - ⑥ ふうれん地域交流センター
 - ⑦ 駅前交流プラザ「よろーな」
 - ⑧ 児童センター
- ※⑧は名寄市児童クラブ条例の一部を改正する条例(素案)のみ

意見の提出



◆提出方法

指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所、氏名を明記し、持参またはファックス・郵送・電子メールで提出。

※「意見提出用紙」は市ホームページからもダウンロードできます。

◆提出先

◇郵送・ファックス

名寄市公共施設等総合管理計画
〒096・8686

名寄市大通南1丁目1番地

名寄市役所(名寄庁舎3階)

財政課管財係

FAX 01654②5644

◇名寄市児童クラブ条例の一部を改正する条例

〒096・0041

名寄市西11条北2丁目

児童センター

FAX 01654③3465

◇電子メール

☒ ny-publi@city.nayoro.lg.jp